

第291回鳥取県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和5年8月8日（火）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 倉吉シティホテル 3F カサブランカ
- 3 出席者 委員 : 安藤会長、寺崎委員、竺原委員、絹見委員、三谷委員、大谷委員
山崎委員、吉田委員
鳥取県：漁業調整課 本田係長
栽培漁業センター 田中主任研究員
事務局：氏事務局長（県漁業調整課長兼任）
清家次長（県漁業調整課課長補佐兼任）
橋本書記（県漁業調整課課主事）
- 4 傍聴者 0名
- 5 議事
 - (1) 漁業権一斉切替えに係る漁業権免許申請について（協議事項）
 - (2) 遊漁規則の認可申請について（協議事項）
 - (3) 増殖指針案について（協議事項）
 - (4) その他

6 議事経過及び結果について

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として、三谷委員及び山崎委員を指名した。

議事1 漁業権一斉切替えに係る漁業権免許申請について（協議事項）

〔申請のとおり免許することを適当と認める旨決議された。〕

本田係長が資料1に沿って説明した。

〔安藤会長〕

今回の申請の内容については、5月末に、当委員会で答申しました内水面漁場計画を基に、それぞれの漁協さんで漁業権の申請をいただいたという点で、それについて、この委員会で最終的に免許してよいかを、県のほうに回答を出すという流れになってまいりますけれども、最初に話があったように、まだ知事決裁が下りていないので、最終的には、知事決裁が下りた後で、会長専決事項として扱わせていただきたいと思いますけれども、それを前提に、当委員会委員の皆様方から、この申請に対して免許してよいかということをお協議、御相談させていただきたいという議題です。大変難しいような資料がたくさんありましたが、申請、免許のための条件としてはいろいろあって、法令的なことに照らし合わせて、事務局で確認したところ、5件の申請内容全て要

件をクリアしていることを確認したという報告が、今、あったと思います。これについて、それぞれの委員さんの方から、聞いてみたいところがありましたら、御発言をお願いしたいと思います。何かありましたらよろしくお願いします。

〔山崎委員〕

資料1の総会の議事録により確認された総代会の出席人数と賛成の人数、1少ないのはなぜですか。

〔本田係長〕

水産業協同組合法で、出席者のうち、議長を1名選ばせていただいて、議長は議決には加わらないというところがございますので、議決権といたしましては、出席者から1を除いたところで判断しております。

〔山崎委員〕

分かりました。

〔絹見委員〕

参考資料のところで、今までに免許ができなかった例とかそういうことがありますか。

〔本田係長〕

今までに免許がされなかった例があるかどうかというところで、資料の残っているところだと、これまで不免許については確認していないところです。

〔絹見委員〕

分かりました。

〔安藤会長〕

では、議事1について、免許することを適当と認めてよろしいか最終的に伺いますけれども、免許することを適当と認めてよろしいでしょうか。

〔各委員〕

はい。

〔安藤会長〕

はい、ありがとうございます。そのように今後扱いたいと思います。

議事2 遊漁規則の認可申請について（協議事項）

〔申請のとおり認可することを適当と認める旨決議された。〕

本田係長が資料2に沿って説明した。

〔安藤会長〕

遊漁規則の認可申請についてのこれから確認に入りますけれども、認可申請は5号まで5件出ております。これは従来どおりですけれども、それぞれの申請者から出されている遊漁規則の利用者が配慮すべき事項が、不当なものになってないかどうかを確認していただいて、例えば、禁止区域、漁具・漁法、遊漁料の設定というところを見ていただいて、不当なものになっていなければ、申請を認可することを適当と認める方向で進みたいと思いますので、資料もたくさんありますが、何か気になるところ、聞いてみたいなというところがあれば、最初に御意見を頂きたいと思います。

〔絹見委員〕

湖山池漁協さんのシラウオのたも網漁は前から禁止だったんですか。今回からですか。

〔本田係長〕

湖山池漁協さんのシラウオのたも網については、これまで、たも網による遊漁期間というのを定めておまして、たも網については、2月1日から3月31日までを禁止していたところです。組合長さんに御確認したところ、やはりこれから、地域に住んでいる子供たちとか、周囲におられる方たちにも、たも網ですくうぐらいのことは漁業に対してそんなに大きな影響を与えるものでもないで、できる限り採捕できる方向にさせてあげたいというところがあって、ちょうどこの2月1日から3月31日までを禁止にすると、ちょうどたも網でとる一番いい時期だということもあるので、それを削除しようというところでも変更をされておられます。

〔絹見委員〕

これが東郷湖漁協だけど、たも網漁で遊んでる、遊びでないけど、たもですくって、それを市場に出して結構それをお金にしている人が、聞くところによると話があって、どうなんかなと思ってちょっと聞いてみたんです。

分かりました。

〔安藤会長〕

東郷池さんのたも網漁というのは、禁止期間というのがやっぱりあるんですか。

〔絹見委員〕

それはないけど、自然に獲れなくなるんで、自然にやめちゃうんですよね。

〔安藤会長〕

毎年、季節の風物詩で、湖岸を、たも網と小さなバケツを持って親子連れで。

〔絹見委員〕

そうです。子ども連れでそうやって獲るものには、そんなに大きな影響はしないんだろうけど、それを市場に持ってきてお金にしなるといふ人が何だかあるとちよくちよく聞くもんで、それでどうなんかなと湖山池漁協さんが何だか書いてあったもんで、ちょっと聞いてみたんですけど。

〔本田係長〕

東郷湖漁協さんとしては、遊漁期間として、11月1日から翌年4月30日までとされていて、5月1日からは獲れなくなるんですよ、おそらく。

〔絹見委員〕

そうです。

〔本田係長〕

そのもうほとんど獲れなくなるような期間が禁止になっているのかなという状態かなとは思いますが、補足としては、先ほどの説明とも重複しますが、湖山池漁協さんは、どちらかというところまで制限していたのを撤廃されるような方向で動かされたというところとなっております。

〔安藤会長〕

はい。ほかにどうでしょう。

このアユイングという漁法は、近年は3河川とも、何か問合せがあるのでしょいか。

千代川さんはありますか。

〔寺崎委員〕

あります。どの程度か？

〔安藤会長〕

割と入っていますか？

〔寺崎委員〕

若い方からのが多いですね。友釣専用区は駄目ですねとか、どこからやってもいいんですかとか、そういう区域の確認がございます。まだまだあまり多くはないんですけども、やられる方がおられます。

〔安藤会長〕

友釣専用区以外はOKにしていますか。

〔寺崎委員〕

はい。

〔本田係長〕

補足させていただくと、千代川漁協さんの場合も、かねてから、友釣専用区について、友釣りルアーは除くということで、しっかりと明記されていたような状態ですので、どちらかと言いますと日野川さんの方も同様にそういったような規制を設けられたというような内容になるのかなと思います。もともと千代川さんについてはルアーも禁止ということで明記をしていただいております。

〔寺崎委員〕

アユイングになると、あゆ漁ですので、金額は溪流魚を入れると高いので、若い人をこれから引き入れていくためには、やり方としてはいいのではないかなと思います。若い人はちょっと友釣りは敷居が高いとか、道具が高いとか、そういう部分がありますので、そういう部分では入りやすいかなと。そこから楽しんでいただいて、本格的な友釣りをやっていただいたらいいのではないかということを思っています。金額的にもかなりアップしますので、その辺は上手にやれば面白いのではないかなというふうに考えております。

〔安藤会長〕

結構釣果はあるんですか。そのアユイング、ルアーフィッシングでしょうけれども。

〔寺崎委員〕

うちの職員も試しでやったら、アユが濃いところはやっぱりかかりやすいということのようです。やっぱり少ないところはどうしてもかかりが悪いんですけども、まあ獲れますよということでありましたので面白い。今、ユーチューブなんかでもやっておりますし、それを見てやって、ダイワなんか力が入れているということもちょっと聞いておりますので、お互いにいいところ取りすればいいのではないかと考えております。

〔安藤会長〕

それはアユの縄張習性を利用して、追いかけるアユを引っかけるのですか。

〔寺崎委員〕

全く仕掛けは友釣りアユと同じ仕掛けですけども、オトリだけが違うということです。さおと

オトリが違うというだけのことで、あとは一緒でございます。

〔山崎委員〕

他県でも同じように、友釣区では、ルアー禁止みたいなことになっているのでしょうか。

〔寺崎委員〕

ほかのところもかなり増えつつあるというふうに聞いております。

〔安藤会長〕

ほかの河川の方は、別にそれによって苦情とかトラブルが起きるということはないんですかね。アユイングとか。

なさそうですね。はい、ありがとうございます。

他にございませんか。

〔各委員〕

なし。

〔安藤会長〕

まあ、いろんなところをまた詳しい資料で見させていただきたいと思っておりますけれども、一応、当委員会では、この内容は大きな問題はないという判断の元に、認可の方向で進めていただきたいと思います。

〔各委員〕

はい。

議事 3 増殖指針案について（協議事項）

〔原案に同意するが、各漁協の了解を得た上で進める旨、決議された。〕

本田係長が資料3に沿って説明した。

〔安藤会長〕

各魚種よっての増殖の指針量、これからの増殖目標量を出すための目安になる基本的な考え方の指針量が、下限と上限で、考え方の若干の変更によって、数字が変更になっています。これからの目安の元になるものですので、原案どおりでいいかということ、まず皆さんにお諮りをしたいと思います。大変数字のほうがややこしいですけれども、最初に、資料3-2の裏面に今後の指針量の数字が出ていますし、A3のところ過去令和4年度のものと比較しながらその

実績が範囲以内に収まるものだという事とその報告も出ております。

大変多くの資料ですけれども、何か質問等ございましたらお願いします。

〔大谷委員〕

今回、溪流魚の指針の数字、それに当てはめてある数式、随分、変わって、数字が変わってきてしまっているんですけれども、これは、水産庁からの指針でこうしないといけないという式なのでしょうか。

〔本田係長〕

説明を割愛させていただいていたのですが、今日お配りした資料の一番最後に、増殖指針に係る資料集をつけさせていただいております。こちらの資料集ですね、上から「溪流魚の増やし方～放流と自然繁殖を上手に使いこなす～」というもの、それから、次に、「放流だけに頼らない！天然・野生の溪流魚（イワナやヤマメ・アマゴ）を増やす漁場管理」、3番としてアユ遡上尾数の推移、それから、4番として「人工産卵床の増殖指針」、そして、5番として「溪流魚の放流マニュアル」の抜粋というところで、あまり十分ではないんですけれども、資料をつけさせていただきました。で、割愛はしたのですが、この中で26ページ目を見ていただけたらと思います。溪流魚の放流マニュアルの資料編というところですが、28ページ目、この中に、適正な放流数や放流量の求め方というところがございます、前回は、アユと同じ考え方で計算をしていたんですが、国の方から出ている指針等で、28ページに書いてある内容というのが、先ほど推定したように、適正な生息密度を重量ベースで判断して、それに対して、稚魚の重量を勘案して計算するというものになっておりまして、こちらの方が近年の資料等を確認したところ、こちらで算出したほうが適正だろうというところが、栽培漁業センターからありましたので、そちらの方に計算方法を修正したというところで、大谷委員がおっしゃられるように、国から、こちらでやるべしというようなものではないのですが、近年の知見等を検討した結果、こちらで推定したほうが、より現実的に良いだろうという判断の中で、こちらの算出例を参考に算出したという内容になっております。

〔安藤会長〕

よろしいですか。

よくわかったようなわからんような。

〔大谷委員〕

7月時点の天然のは、2グラムぐらいなんですか。

〔本田係長〕

そうですね。過去の知見で出ている天然での大きさというのは、そういうふうになっております。実際に、現在日野川さんの方では7月、天神川さんの方では6から7月で、千代川さんの方

では10月に種苗を放流していただいております。2グラム種苗というところが天然では大体2グラムぐらいなんですけど、実際には、皆様が放流しておられる種苗というのは、日野川さんと天神川さんの方で、大体7、8センチ、それから、時期が10月に遅れております千代川さんの方では15センチというところではあるんですけども、考え方としては、今の天然の方と大きさは違うんですけども、まずは適正な生息密度というところについては、その天然での大きさから計算をしております。皆さんの方で、それよりも大きな種苗等を使っていることについては承知しております。

〔大谷委員〕

この数式は、後ほどきちんと説明してもらいたいです。ちょっと理解がなかなかできないですね。要は数値が変わってしまうので、だいたひ。漁協ベースで言うと、たぶん、うちの組合長なんかは、まず文句を言うパターンなので、その辺はきちんとあらかじめ説明しておいてもらった方が、いきなりこう変わりますよと言われても、変わった後から聞くよりはあらかじめ説明しておいて、各漁協さんが納得してから話を説明してもらったほうがいいと思います。

〔本田係長〕

ありがとうございます。溪流魚の方は大きく考え方が変わっているところもありますので、また、各漁協さんの方をお伺いさせていただく時間を作らせていただいで説明の方をさせていただけたらというふうに思っております。

〔安藤会長〕

それは県の方が漁協さんに出向いて説明をするということですか。

〔本田係長〕

はい。そうです。この内容を送って理解するというのはとてもできないものだと思うので、説明は各漁協さんの方に伺わせていただいでその中で説明をさせていただけたらと思います。

〔安藤会長〕

はい。そういう対応で、今後進めていただくということですね。

ほかにございませんか。

〔各委員〕

なし。

〔安藤会長〕

一応、この原案で今後進めていくということで御納得いただけたと思いますので、それで進めてください。

議事 4 その他

〔安藤会長〕

その他ですけれども、何かございますでしょうか。

〔各委員〕

なし。

その他

〔安藤会長〕

各委員さんの方から、何か昨今話題とか、情報交換しておきたい内容等ございましたら、御発言いただきたいと思います。

〔三谷委員〕

前々回ですが、安藤委員さんが千代川と日野川で、鑑札料を半々で取るということをちらっと言われていたんですけど、そういうことって。金額が多少高くなっても、両方で使えるような鑑札というのは考えていただいているのでしょうか。案で出ただけで終わってしまったのかなど。

〔安藤会長〕

共通遊漁券で、1枚の遊漁券で、県内の複数の河川が利用できるような方法ができればいいなという意見が遊漁者からありましたよという報告で、それに対しては、なかなかその遊漁券の遊漁料の分配だとか、漁協さんのいろいろな考え方で、今のところ時期尚早ではないかなというところが落ち着きどころだったと思うので、すぐすぐ共通遊漁券を取り組むという流れでは、今のところはないなというふうに考えています。

他にいかがでしょうか。

〔田中主任研究員〕

増殖指針量なんですけれども、これは、今日協議していつまでに決めるものなんですか。溪流魚の計算方法の説明をして、その後でということになると、単純にいつくらいに公表になるのかなど。

〔本田係長〕

資料3-1で説明させていただいたように、増殖指針につきましては、漁業権を免許する際の目標として公表するものになりますので、このたびは、9月1日に漁業権を免許いたしますので、その手続きの中で今月中に最終的には決定をして、公表して、漁協の皆様の方にもお示ししたい

というふうに考えております。

[安藤会長]

今月中に、説明と決定までするということですか。

[本田係長]

そうです。

[安藤会長]

ただ、9月1日の漁業権の切替えについては、新しい指針量で漁協さんに示すと。

[本田係長]

はい。そういう流れで予定をしております。

[安藤会長]

よろしいですか。

[田中主任研究員]

では、今日協議して、各漁協さんに説明に上がって、納得されたら、それで決定という認識ですか。

[大谷委員]

漁協が納得しなければ、どうなるのですか。それはトップダウンでしようがない、その数字でやりなさいということですか。

[本田係長]

まずは、先ほどの議題3の中で、大谷委員がおっしゃられたように、御説明して、いろいろと疑問点等は説明をさせていただくというところになります。最終的には、県が決めて、公表するというものになります。

[氏事務局長]

増殖指針のことで、今日、大谷委員さんの方からも、いろいろと御意見を頂きましたので、とは言っても、来週から盆休みに入ったりしますので、できるだけ日程調整させてもらって、できれば、来週、再来週あたりにお話に行かせていただきたいと思いますので、漁協さんの方には、また改めて連絡はさせてもらおうと思いますが、今日持ち帰っていただいて、多少、この辺の日にちであれば協議可能というところを教えていただけたらありがたいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

[安藤会長]

残された時間がそんなに多くないので、極力、早め早めに動いていただけたらと思います。

[氏課長]

そうなんです、ちょっと焦ってしまして。すみません、御協力よろしく願いいたします。

[田中主任研究員]

それに関してなんですけど、天神川さんで、漁場面積について必要に応じて見直しを行うこととするという書きぶりになっているんですけども、これは、このままで公表してもいいというものなのでしょうか。要はかちっとした数字ではなくて、必要に応じてみたいな。

[本田係長]

これは参考情報で書いているものですので、あくまでこれについては欄外の扱いです。

[田中主任研究員]

この文言はなくなるということですか。

[本田係長]

はい。

[安藤会長]

その面積の見直しについては、赤字の3ページの枠外のところの説明でもちょっとあったとおりですけれども、ちょっと今は特別な状況下にあるというところを御理解いただいて、今後それは適正な見直しも考慮していくという方向で物事は進めたい、考えたいというのが原案ですけれども、よろしいでしょうか。

[田中主任研究員]

ただ、指針として出すということになると、毎年変えるようなものではないんですよね。

[安藤会長]

そうですね、毎年は変わらない、そんなに年によって変わるものではないと思うんですけども、何年かたつと、また見直しは必要になってくると思います。だから、今回の場合のように、例えば親魚の放流のことだとか、産卵場造成で、稚魚・幼魚に関する見直しの考え方をどの程度にするかとか、それから、特別な事情のある場合の、例えば漁場面積をどう考えるかとかは、また見直しもすることは出てくるとは思います。当面、この数字は生きるとは思いますが。毎年、来年、変わるということではないと思いますけど。そういうふうに理解していますけれども。

〔本田係長〕

ありがとうございます。今、会長に御説明いただいたとおり、基本的には、漁場面積は今書いてある漁場面積で進めていくと。ですけど、漁業権の免許の切替えに当たりまして、各漁協さんの方のお話をお伺いさせていただいたときに、結構天神川漁協さんの方からは、大分漁場が減少しているんだというお話、声が聞かれました。それに関する資料等を頂いたりしていたんですけども、ちょっとなかなか、その資料だけでは、今の漁場面積の算定に反映できる状況でなかったもので、今の漁場面積で、いろいろと指針量を計算しているんですが、今後、やっぱりどうもこれでは適切じゃないんじゃないか等、そういうような話があったときに、改めて全体的に見直しをすることがあるという意味合いで、書かせていただいておりますので、今のところは、指針量としては、この記載の漁場面積等で書かれている数字というものでさせていただきたいというふうに思っております。

〔安藤会長〕

ほかにありませんでしょうか。

時間がもう約2時間経ちましたので、今日の委員会は一応、内容的にはこの程度で終わらせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

最後に何か言っておきたいこと等ありますでしょうか。

〔本田係長〕

すみません、時間超過しているところで申し訳ないのですが、配布させていただいた資料の方の説明を飛ばしていたので、簡単にだけ。

増殖指針に関する資料集というものを配らせていただいております。最初の上の方は、水産庁の資料ですので、これは今回規定させていただいた親魚放流の考え方ですとか、禁漁するところでの効果はこういうものがありますという辺りのことが書いてありますので、最近の全国的な考え方の状況というところで、20ページまでは見ていただけたらと思います。21ページ目には、アユの遡上尾数の推移を出させていただいておりますので、最初に説明させていただいたように、千代川さんについては、R4までを遡上不良ということで取り扱わず、天神川さんと日野川さんについては、R3までを遡上不良ということで取り扱わなかったというところのベースとしている資料になっております。22ページ目からは、いくつか種苗放流以外のものを人工産卵床に置き換えているのですが、漁協の皆様は御承知のところ申し訳ありませんが、実際、皆様が取り組んでおられる人工産卵床の造り方がこんな感じで、それに対する尾数換算が、これを根拠にしていますよということの参考資料でつけさせていただいております。

すみません、説明だけさせていただきました。

〔安藤会長〕

この資料集、今後のいろいろな考え方の参考にさせていただきたいということでのお話だったと

思いますので、御活用いただきたいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

[各委員]

なし。

[安藤会長]

それでは、今日の委員会は、これで閉じさせていただきます。では、事務局に返します。

[氏事務局長]

はい。会長ありがとうございます。

そうしますと、以上をもちまして、委員会のほうを終了させていただきます。本日はどうもお疲れ様でした。ありがとうございました。